

第 6333 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 3日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 社宅の家賃

Q : 役員と社員では、社宅家賃の計算方法が違うとか。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

会社が、役員又は使用人に社宅を貸与する場合には、通常の賃貸料を徴収しなければならないが、通常の賃貸料に満たない場合には、給与課税の問題が生じます。

通常の賃貸料は、役員と社員では計算方法が異なり、次のように計算することとなっています。

① 役員の場合

{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12%(木造家屋以外の家屋については10%) + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%} × 1/12

- ・ 床面積が132㎡超の借り上げ社宅の場合
上記の算式と実際の支払賃貸料の50%相当額とのいずれか多い金額
- ・ 床面積が132㎡以下(木造家屋以外の家屋は99㎡以下)の場合

次の②の算式により計算した金額

② 使用人の場合

その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%+12円×(その家屋の総床面積/3.3+その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

ただし、算式により計算した金額の50%相当額以上を徴収していれば、使用人については給与課税なし

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

